【提案項目】
40　骨髄ドナーに対する支援について

【提案要旨】骨髄ドナーに対する支援

■提案事項

○　ドナーに対する補償給付制度を創設すること

　ドナーの骨髄提供に当たっての検査・入院費等は骨髄バンク等が負担しているが、検査・入院時の休業補償等は対象外であるため、国において統一的な補償給付制度を創設することが必要である。

○　ドナーの提供率向上や登録数増加に繋がる総合的な施策を推進し、地方自治体が施策を実施するために必要な財源措置を行うこと

　ドナーが骨髄の提供に至らない理由等を把握・分析した上で、総合的な施策の実施や十分な予算措置を行う必要がある。

【提案先：厚生労働省】

東広島市の現状と課題・取組状況

40　骨髄ドナーに対する支援について

○　平成30年度、本市において骨髄等ドナーを支援する助成金制度を創設し、骨髄等の移植の推進を図っている。

○　ドナー登録者の登録取消理由のほとんどが年齢超過のため、若年層のドナー登録数増加を中心とした安定的な新規登録者の確保が求められている。

○　骨髄バンク事業では、移植を希望する患者の約9割にドナー候補者が見つかっているにもかかわらず、実際に移植に至るのは、患者の6割程度に留まっている。ドナー候補者が骨髄等の提供に至らない理由や求める支援を把握・分析することが必要である。

広島県内のドナー登録者数の年代別割合

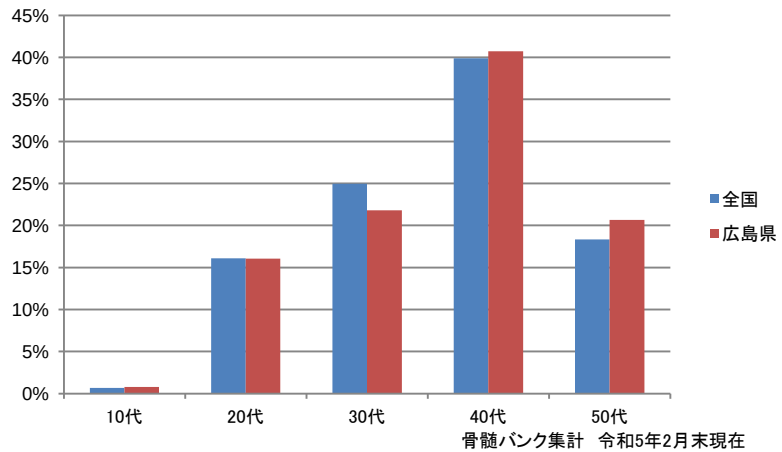

広島県内ドナー登録者数

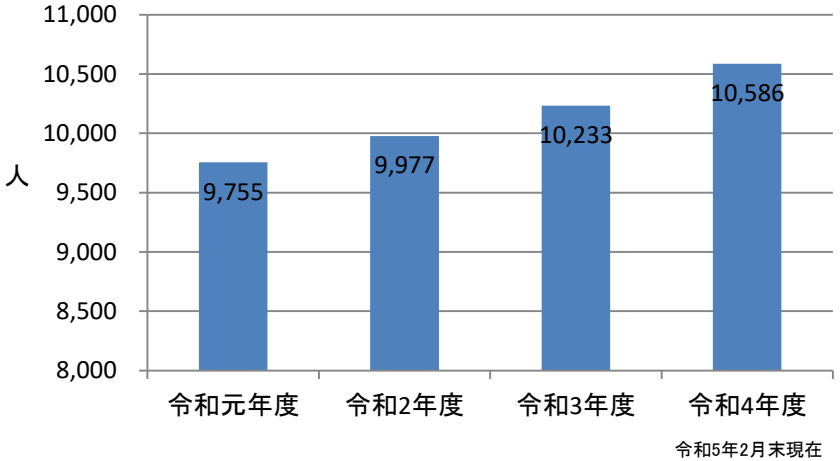

【骨髄バンクにおいて費用負担ができない主な例】

- 提供前に健康確認のために医療機関受診が必要となった場合の受診費用
- 検査、入院時の休業補償給付
- 提供後に採取との因果関係が認められない症状が現れた場合の受診・治療費用等
- 提供後の症状により勤労が困難になった場合の生活費
- 骨髄バンク団体傷害保険における後遺障害保険適用後の治療費

典拠：公益財団法人日本骨髄バンク「ドナーのためのハンドブック」

【ドナーによる骨髄提供の安定化を図るために】

● ドナーに対する国の統一的な補償給付制度が必要である。

● 新規登録者の確保を図るための広報及び支援等、各自治体の創意工夫による施策を展開するための財源措置が必要である。